

「条件不利地域におけるブロードバンド化促進
のための調査研究会」開催要綱

1 名 称

本会は、「条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究会」と称する。

2 目 的

本会は、沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村及び東村における地域情報化促進のための現状把握と今後の整備方針を検討し、広範囲に点在する地理的デジタルデバイドの解消策を探ることを目的として開催する。

3 検討事項

- (1) 住民ニーズ、地域課題の把握（アンケートの実施）
- (2) 地域のインフラ整備状況の把握
- (3) 地域課題を踏まえた最も効率的なネットワークの検討
- (4) 施設整備、維持管理に関する経費
- (5) その他必要な事項

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省沖縄総合通信事務所長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長を置く。
- (4) 座長は、本会の構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、本会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係者等の出席を求めることができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定める。

5 開催期間

平成19年8月7日から平成19年12月31日までとする。

6 庶 務

本会の庶務は、総務省沖縄総合通信事務所情報通信課が行う。